

加西市告示第10号

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第96条の3第5項において準用する同法第87条第5項の規定により、次の市営土地改良事業の計画を令和8年2月5日に変更したので、土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

この変更計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、加西市長に対して審査請求をすること、及びこの変更計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、加西市を被告として、この変更計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和8年2月5日

加西市長 高 橋 晴 彦



事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農山漁村地域整備交付金 (農業基盤整備促進事業)	東高室	令和8年2月5日から 同 年2月25日まで	産業部 農林整備課